

「未来に伝える山形の宝」ロゴマーク使用の手引き

平成 30 年 2 月 7 日

「未来に伝える山形の宝（Yamagata's Cultural Assets）」ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）について、使用の基準を定めます。

1. 本ロゴマークの使用許可等について

(1) 以下の者は、「未来に伝える山形の宝」の取組みの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、本ロゴマークを無償で使用することができます。

- ① 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- ② 登録団体

(2) (1)に関わらず、以下の者は、「未来に伝える山形の宝」の取組みの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、上記(1)②の登録団体に対し、事前に届け出を出していただいた上で、本ロゴマークを無償で使用することができます。

- ① 構成文化財の所有者・管理者、取組み地域の団体・企業・個人
- ② その他、登録団体が必要と認める者

事前の届け出の際には、以下の事項を明記し、提出してください。

- ・申請者の名称・住所・電話番号・代表者・担当者・連絡先（TEL, FAX, E-mail）
- ・使用目的
- ・使用方法（具体的に記載のこと。使用方法が分かる図等があれば添付のこと。）

なお、登録団体は、上記使用の状況を山形県教育庁に報告するものとします。

2. 本ロゴマークの使用方法について

本ロゴマークは、「未来に伝える山形の宝」ロゴマーク使用マニュアルに従い、使用することができます。ただし、次のような使用をすることができません。これらに違反した場合、本ロゴマークの使用を禁じます。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結びつけて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) 本ロゴマーク及び「未来に伝える山形の宝」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められた場合
- (7) 本ロゴマークを改変して使用した場合

(8) その他、山形県及び1.(1)②の登録団体が不適切と判断する場合

使用に当たっては、法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、山形県は一切の責任を負いかねます。

本「使用の手引き」改訂について

本「使用の手引き」は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知おきください。本「使用の手引き」の改訂により、使用者に不利益が生じたとしても、山形県は一切の責任を負わないものとします。

(様式)

年 月 日

「未来に伝える山形の宝」登録団体 殿

申請者 住所（団体の場合は所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者氏名）^④

「未来に伝える山形の宝」ロゴマーク使用申請書

標記について下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用方法	
代表者氏名	
担当者	
連絡先（TEL/FAX）	
連絡先（Email）	

注）使用方法が分かる図等があれば添付